

公益財団法人日本中毒情報センター化学テロ・化学災害対策要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 本要綱は、化学物質によるテロ（以下「化学テロ」という）及び災害（以下「化学災害」という）発生時に、他の関係省庁及び諸機関と連携し、化学テロ・化学災害に関する発生状況、起因物質、及び被災者等に関する情報を効果的に収集し、かつ起因物質若しくは推定起因物質等に関する必要な情報を提供することによって、当財団の社会的使命を全うすることを目的とする。

(代表理事の責務)

第2条 代表理事は前条の目的を達成するため、本要綱で定める化学テロ・化学災害対策に関する必要な措置、若しくは派生して必要となる措置を講ずるものとする。

(役付理事・幹部職員の責務)

第3条 業務執行理事は代表理事を補佐して化学テロ・化学災害対策業務に当たるものとする。

事務局長は、専門領域を除き、化学災害対策業務の実務責任者として機能し、代表理事の指示に従い、当法人関係者と関係省庁及び諸機関との連絡、調整に当たるものとする。

大阪・つくば両中毒 110 番施設長は、代表理事及び業務執行理事の指示に従って各々の職員を統括し、関係省庁及び諸機関との間で、第1条で規定する情報収集並びに情報提供を行うものとする。

(関係諸機関及び法令との関係)

第4条 化学テロに該当する、若しくはその恐れのある化学災害においては、NBCテロ対策会議幹事会が平成13年11月22日付で作成した「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」に基づき、関係省庁及び諸機関等と連携して化学テロ対策に当たるものとする。

(化学テロ・化学災害対策マニュアルの作成)

第5条 化学テロ、若しくはその恐れのある化学災害と、その他の化学災害の場合とに分けて、関係省庁及び諸機関、並びに専門家等との連絡、協力体制等を規定

した化学テロ・化学災害マニュアルを作成し、職員並びに関係省庁及び諸機関に周知せしめるものとする。

第2章 化学災害対策本部の設置

(化学テロ・化学災害対策本部の設置)

第6条 代表理事は、重大な化学テロ若しくは化学災害が発生した場合、または発生することが予想される場合、若しくは関係省庁及び諸機関から要請を受けた場合、化学テロ・化学災害対策本部（以下「対策本部」という）を本部事務局、若しくは大阪事務所に設置するものとする。

対策本部の業務は化学テロ・化学災害対策本部長（以下「対策本部長」という）の指揮に基づき、対策本部が設置された事務所で遂行するものとするが、他の事務所においても可能な限りこれを補佐するものとする。

(化学テロ・化学災害対策本部長)

第7条 対策本部長は代表理事がつとめるものとし、当法人の関係部門と関係省庁及び諸機関との連絡調整、及び当法人の対策本部業務を統括するものとする。

但し、対策本部長が物理的に対策本部に出席できない場合、若しくはその任務を遂行できなくなった場合においては、対策本部長は、以下に記載する役職者で本部事務局または大阪事務所に設置される対策本部に出席が可能な者の中から、以下の順位に従い上位の1名に該当する者を対策本部長代理に任命し、対策本部長の責務を代行させるものとする。

業務執行理事（専務理事）、業務執行理事（常務理事）、業務執行理事（事務局長）、大阪・つくば両中毒 110 番施設長

また、対策本部長は、必要に応じて対策副本部長を任命し、対策本部業務の統括を補佐させることができるものとする。

(化学テロ・化学災害対策本部の構成)

第8条 対策本部のメンバーは、対策本部長が状況に応じて以下の者から選び、構成するものとする。

代表理事（対策本部長）、業務執行理事、大阪・つくば両中毒 110 番施設長、及びその他対策本部長が必要と認めた者。

第3章 化学テロ・化学災害緊急対策

(緊急体制)

第9条 対策本部長の指示があった場合、事務局長、及び大阪・つくば両中毒 110 番施設長は、可及的速やかに化学テロ・化学災害対策マニュアルに基づいて緊急体制を敷き、本要綱第 3 条に規定する化学テロ・化学災害対策業務を開始するものとする。

(緊急報告)

第10条 事務局長、及び大阪・つくば両中毒 110 番施設長は、第 1 条で規定する情報収集及び情報提供、及び第 3 条で規定する責務の遂行状況について、迅速に対策本部長に報告し、その指示を仰ぐものとする。

(職員、専門家等の派遣)

第 11 条 対策本部長は、関係省庁及び諸機関等より化学テロ・化学災害に関して職員、または登録中毒専門家等の派遣を要請された場合、必要に応じて職員の派遣、または登録中毒専門家等に対する協力依頼を行うことができるものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第 12 条 本要綱に規定する以外に、本要綱の実施に際し必要となる事項は、別に定める。

- 附則 1. 本要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本要綱の改訂は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
 3. 本要綱の改訂は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。